

令和6年度 第1回 学校運営協議会

令和6年5月7日（火） 13:30～15:00

（13:30～13:55 授業参観）

泉小学校 家庭科室

司会：CS担当（大石）

開催要件確認

- 1 校長挨拶（校長 中谷）
- 2 任命書の交付（校長）
- 3 自己紹介（委員）
- 4 学校職員の紹介（校長）
- 5 会長・副会長の選出
- 6 日程説明（主幹 大石）
- 7 学校運営協議会規則について（教頭 松井）
- 8 議長選出

司会：議長

9 熟議

- （1）学校運営の基本方針の説明と承認（校長）
- （2）学校運営に必要な支援について（校長）
- （3）夢育やらまいか事業に対する意見書について（教頭）

10 報告

- （1）今年度のCS活動の計画（CS担当）
- （2）ボランティアの依頼方法（コーディネーター）

11 連絡事項

- ・ 謝礼等について（校長）
- ・ 自己評価について（教頭）
- ・ 年間行事計画（主幹 大石）
- ・ 第2回学校運営協議会予告（教頭）

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年度 学校運営協議会 年間計画

<p>第1回</p>	<p>R6. 5. 7 (火)</p> <p>13:30 ~15:00</p>	<p>13:30~13:55 授業参観 (各クラス自由参観) 14:00~ (家庭科室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 校長挨拶 2 任命書の伝達 3 会長選出、副会長指名 4 熟議 <p>(1) 学校運営の基本方針について (2) いじめ防止等のための基本方針について (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について (4) 今年度のCS活動の計画について</p>
<p>第2回</p>	<p>R6. 9. 24 (火)</p> <p>13:30 ~15:30</p>	<p>13:30~13:55 授業参観 (各クラス自由参観) 14:00~ (家庭科室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長挨拶 2 校長挨拶 3 学校の現状について 4 熟議 <p>(1) CS活動の現状と課題 (2) 今後の活動について</p>
<p>第3回</p>	<p>R7. 2. 10 (月)</p> <p>13:30 ~15:30</p>	<p>13:30~13:55 授業参観 (各クラス自由参観) 14:00~ (家庭科室)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長挨拶 2 校長挨拶 3 学校の現状について 4 熟議 <p>(1) 学校関係者評価について (2) 次年度の学校運営の基本方針について (3) 学校運営協議会の自己評価</p>

第3次浜松市
総合教育計画
未来創造への
人づくり
市民協働による
人づくり

学校教育目標

一人一人が輝く 楽しい学校

北部中・高台中
学校区との連携

子供が楽しく
通える学校

安心・安全で保護者や
地域に信頼される学校

目指す子供の姿

自己を見つめる子

○自分を知り、自分の
課題や目標をもつ

課題を解決する子

○個々に、また、
協働しながら課
題に進んで取り
組み、解決する

成長・未来に つなげる子

○活動を振り返り、
自分の成長を確か
める

人とあたたかくかかわる子

○自分の言葉で思いや考えを伝える
○友達の思いや考えを大切にし、受け止める

道徳教育の充実

校内研修の推進

○主体的・対話的で深
い学びを目指した授
業改善
○ICTの効果的な活用

生徒指導

○「報連相」の徹底、情報
共有による組織的対応
○いじめ・問題行動の「未然
防止」指導
○いじめ対策会議・ケース会
議の適切な運用

発達支援

○児童一人一人の特性を
把握した合理的配慮
○OSC、SSW等、関係
機関との連携

組織力向上

○教師間〇JT（学び合
い）の充実
○全教職員による情報共有
の徹底

学校経営目標

一人一人に
とことんに
寄り添う

学校と地域が一体となって心身ともに健やかな
子供を育てる「ファミリー泉」の構築

「共創」～共に創り、共に育てる～

- 学校運営協議会
- ボランティアとの連携（学習支援、見守り、図書ボランティア等）
- 三者面談、懇談会
- ブログによる情報公開
- 地域との交流
- OPTA活動の充実
- 家庭学習カードや連絡帳などを通じた交流
- 学校・学年だよりで発信

(様式1)

令和6年5月8日

浜松市立泉小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 石塚 猛裕 様

浜松市立泉小学校運営協議会
会長 鈴木 章弘

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月7日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 「一人一人に とことん 寄り添う」をキーワードとした教育を進めるべきである。
⇒ 地域の方を中心とした「CSボランティア」の活動を充実させ、地域連携を深めることで、児童のニーズに手厚く応える学習環境を構築する。
- ② 泉小学校ならではの教育活動を充実させたい。
⇒ 泉小学校の伝統となっている「栽培活動」を継続して行い、心安らぐ美しい学校づくりに自ら関わることで、児童の豊かな心情を育てる。

R6年度 日程概略

- | | |
|----------|----------------------------------|
| 4月 | CS活動参加者募集
参観会日に1年生教室前にチラシを置く。 |
| 4月 | 学年ごとに9月までのCS活動を確認する。 |
| 4月30日(火) | 学年とCSコーディネーターとCS担当で打合せ(前期分) |
| 5月7日(火) | 第1回学校運営協議会 |
| 夏休み～9月 | 学年ごとに2学期以降のCS活動を確認する。 |
| 8月上旬 | 教頭、CS担当でCSコーディネーターと打合せ |
| 9月2日(月) | 学年とCSコーディネーターとCS担当で打合せ(年度末まで) |
| 9月24日(火) | 第2回学校運営協議会 |
| 2月10日(月) | 第3回学校運営協議会 |

※CS活動を地域、保護者に知っていただくための方法

◎参観会終了時に、学年の次の活動について知らせ、

「もし、よかったらお手伝いしていただけませんが。」と呼び掛ける。

○回覧板、高台協働センターにチラシを置いてもらう等は継続して行う。

○学校からのたよりで知らせる。

○「あいさつ運動」の継続化

R6 お願いしたい活動一覧

○ 本年度お願いしたい活動（感染症予防を優先するため変更あり）

(1) 1年生

教科	月	活動	単元、題材、内容等
生活	6	見守り	公園へ行こう
生活	9	補助	アサガオリース作り（根を抜いて輪をつくる）
生活	11	見守り	公園へ行こう（秋みつけ）
生活	1	補助	むかしからつたわるあそびをたのしもう

(2) 2年生

教科	月	活動	単元・題材名
生活	6	見守り	町たんけん
生活	10	見守り	町たんけん
図工	10	補助	工作（カッターナイフの使い方）
生活	11	見守り	図書館たんけん
国語	2	説明	スーホの白い馬（馬頭琴のお話）

(3) 3年生

教科	月	活動	単元・題材名
総合	5 10	見守り	学校周辺たんけん
図工	10	補助	釘打ちトントン（金づちの使い方、釘の打ち方）
総合	10	説明	地域の様子（公園 鈴木様）
総合	10~11	説明	地域の様子（川 松本様）

(4) 4年生

教科	月	活動	単元・題材名
総合	5	補助	校外学習（城北図書館）
音楽	7	説明	お囃子の体験（お話、DVD等）
図工	9~10	補助	のこぎりの使い方
総合	11	説明	福祉体験（手話・車いす）
音楽	2	説明	三味線、さんしん

(5) 5年生

教科	月	活動	単元・題材名
家庭	6	補助	手縫い
家庭	11	補助	ミシン
総合	11	説明	地域の防災
総合	11	説明	学校の防災
総合	6 12	説明	防災講話

(6) 6年生

教科	月	活動	単元・題材名
図工	10～11	補助	ミシン
総合	10	説明	夢（講話）
図工	2～3	説明	絵手紙教室

(7) 全校

教科	月	活動	単元・題材名
課外	年間	見守り	登下校時のあいさつ運動

(8) 地域と連携した活動

- ・自治会の活動（夏祭りや文化祭）に子供たちが参加するように呼び掛ける。
- ・自治会の活動に子供たちの作品を展示する。
- ・地域の活動の中で、ボランティアを募集する。
- ・「感謝の会」は、学習発表会の6年生の発表の中に入れる。
- ・参観会終了時に、学年の活動について知らせ、「いずみっこ応援団」の存在を知っていただく。

R6 コミュニティースクール ボランティア リクエスト表

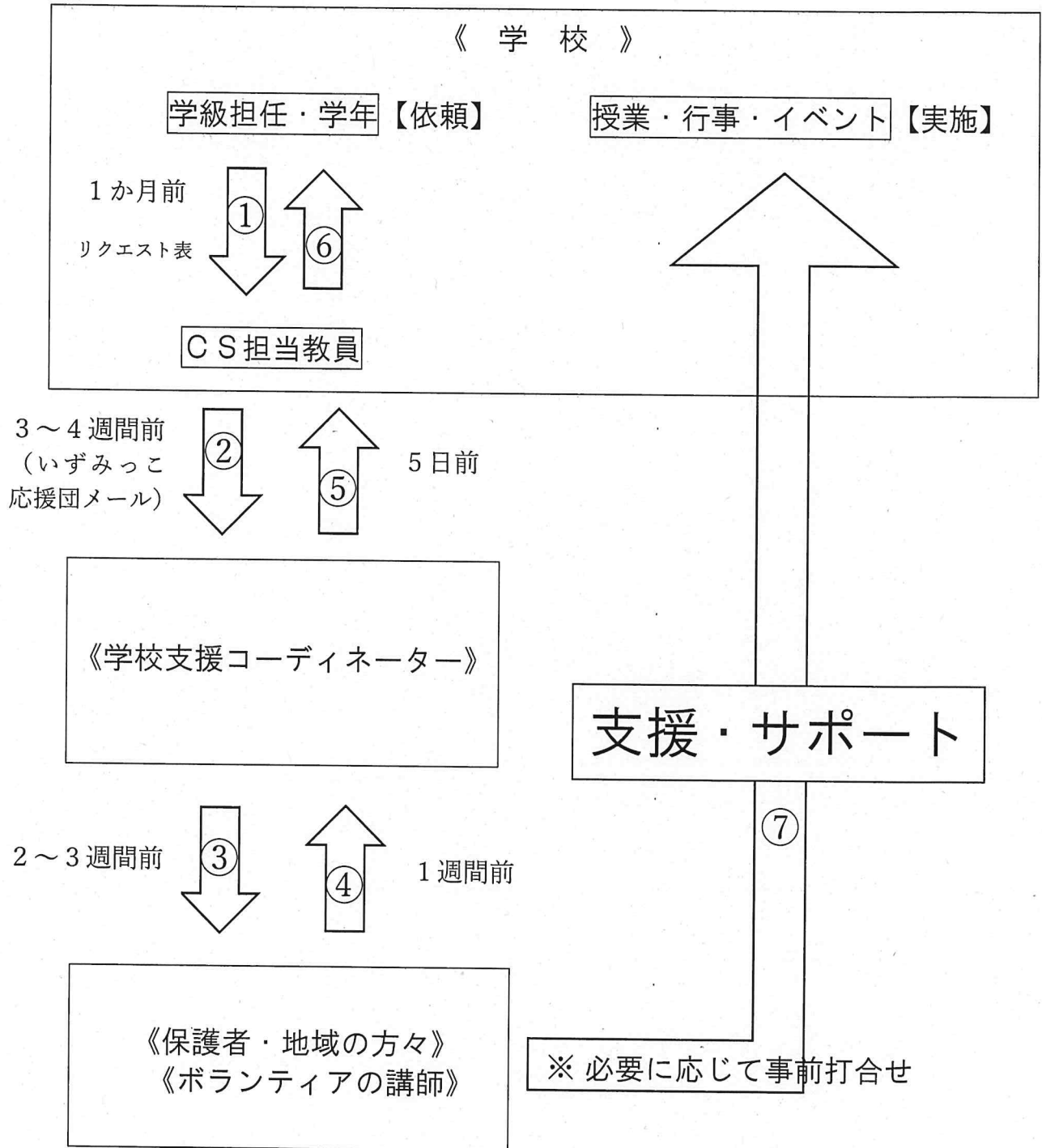
学年	年	参加人数	人	担当教員				
教科	単元名							
日時	月	日 ()	:	~	:			
予備日	月	日 ()	:	~	:			
授業場所 集合場所 目的地								
CS 希望人数	人	見守り	補助	説明				
児童の主な活動			支援をお願いしたい内容					
詳細 ※後日でも可 ※数が多い場合は、別紙で	月日	/	/	/	/	/	/	/
	曜日							
	時間							
	学級							
	人数							

※できるだけ1か月前に提出してください。

学年→CS担当→CSCD

【振り返り】次年度に申し送ること、講師に伝えたいこと等を書いてください。

ボランティアの依頼方法（案）



※ ③の依頼方法（例）

「地域広報（回覧板）で回す」「学校からのたより」等

令和6年度 学校運営協議会 受付名簿

出 欠

1	学校運営協議会 会長	鈴木 章弘	
2	学校運営協議会 副会長	石塚 猛裕	
3	学校運営協議会 委員	岩崎 まさの	
4	学校運営協議会 委員	新村 友得	
5	学校運営協議会委員兼学校支援コーディネーター	和田 円	
6	学校運営協議会 委員	石澤 光也	
7	学校運営協議会 委員	袴田 大介	
8	学校支援コーディネーター	黒田 裕美子	
9	学校支援コーディネーター	中川 もも子	
10	高台協働センター	河西 博昭	
11	高台協働センター	鈴木 皓介	
12	浜松市教育委員会	鈴木 陽子	
13			
14			
15			